



畜産とくつく情報

平成17年4月22日
(通算 第57号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話:026-235-7234

豚肉のトレーサビリティに向けて生産履歴を記帳しよう!

生産情報公表豚肉JAS規格の施行などにより、“生産者の顔の見える豚肉”への需要が一層高まっています。

今後、こうした消費者ニーズに対応するため、出荷時に、いつ、どこで、どのように生産されたかを示す「生産履歴書」の提出(公表)が求められています。

県では、「生産者が自ら生産履歴を説明できる体制」作りを進めています。

その第一歩として、養豚農家の皆さんが生産履歴を記録・整理するための記帳様式を作成しました。

信州産の豚肉が消費者の信頼を得てより愛されるよう、生産者一人一人が責任をもって生産履歴を正しく記録し、安全・安心な畜産物生産に取り組みましょう。

<< 生産履歴を記帳する様式の種類 >>

飼育管理日誌 毎日の飼養管理状況(頭数、飼料管理、疾病治療など)を記録

繁殖管理

繁殖記録	母豚繁殖管理カード(繁殖母豚の個体毎の記録)
種付記録	種豚疾病記録
種豚廃用(販売)記録	母豚導入記録
	流産記録

肥育管理

肥育豚の治療・投薬記録表	肥育豚へい死記録	肥育豚出荷記録
肥育豚飼養管理体系表(給与飼料・ワクチンプログラム等の一覧表)		



(参考)記帳管理等に係る法律的な裏付け

法的裏付け	内容	罰則等
飼養管理 「飼養衛生管理基準」H16年12月1日～ 家畜伝染病予防法施行規則第21条に規定	生産物の安全性の確保のために衛生的な飼養管理をすることを義務化	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
動物用医薬品 「動物用意薬品の使用基準の徹底」H15年4月28日～ 動物用医薬品の使用の規制に関する省令	動物用医薬品の使用者(獣医師、畜産農家等)が、その使用する動物用医薬品に関する事項を帳簿へ記載することを義務化 ・使用年月日、対象、場所、名称、用量、休薬期間など	
飼料 「飼料に起因した有害畜水産物の流通防止措置」 H15年5月26日～ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令	飼料の帳簿への記帳づけの義務化 ・使用年月日、場所、家畜種類、名称、使用量、譲受(購入)状況など ・豚は3年間保存	
家畜排せつ物 「排せつ物発生量等の記録義務化」 発生量等の記録H14年11月1日～ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の発生量等に関する記録の義務化 ・家畜排せつ物の発生量、処理方法及び数量 (管理施設の構造設備基準の遵守、野積み、素堀りの禁止: H16年11月1～)	20万円以下の罰金

動物性たん白質の家畜飼料への使用・給与規制の一部改正について

牛海綿状脳症（BSE）の発生を防止するために、動物性たん白質の家畜飼料への使用・給与が規制されていますが、今般「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」が一部改正され、平成17年4月1日から施行となりました。

改正内容

豚及び家きんに由来する下表～のたん白質については、それぞれ、その製造工程がこれらのたん白質以外の動物性たん白質の製造工程と確実に分離されていることを農林水産大臣が確認した場合に限り、豚、鶏及びうずら用の飼料に用いることを認めることとされました。（表中の印）

動物性たん白質の家畜飼料への使用、給与の規制概要一覧表

（H17.4.1現在）

主な規制対象品目	由来	給与対象畜種			
		反すう動物 (注1)	豚	鶏	養魚
乳、乳製品、卵、卵製品 ゼラチン及びコラーゲン(農林水産大臣が確認したもの)	ほ乳動物 家きん				
魚粉等(農林水産大臣が確認したもの)	魚介類	×			
血粉、血しょうたん白(農林水産大臣が確認したもの)	反すう動物	×	×	×	×
	豚、馬	×			
	家きん	×			
肉骨粉、肉粉、臓器粉、蒸製骨粉(注2)、加水分解ほ乳動物たん白、蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かす	ほ乳動物 (注7)	×	×	×	×
肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白 (農林水産大臣が確認したもの)	豚				
蒸製骨粉、加水分解たん白 (農林水産大臣が確認したもの)	家きん	×	() ×	() ×	×
原料混合肉骨粉等(注8) (農林水産大臣が確認したもの)	豚 家きん				
チキンミール(注3)、フェザーミール(注4)(農林水産大臣が確認したもの)	家きん	×			
肉類を含む残飯など	ほ乳動物 家きん	×			×
骨灰(注5)、骨炭(注6)、第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	魚介類				

は、今回改正された部分

（「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」による）

注1 反すう動物には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。

注2 蒸製骨粉＝家畜の骨を加圧蒸煮し、付着しているたん白質や脂肪を取り除いた後、圧搾して油を除いたものを乾燥粉砕したもの

注3 チキンミール＝鶏の食肉部位を乾燥粉末化したもの

注4 フェザーミール＝鶏の羽毛を高圧蒸気などで処理し、乾燥粉末化したもの

注5 骨灰＝家畜の骨を空気の流通下で燃焼（1000以上）させたもの

注6 骨炭＝家畜の骨を空気を遮断し、熱分解（約800以上で8時間以上加熱）して、炭化させたもの

注7 ほ乳動物に豚は含まない

注8 原料混合肉骨粉等＝製造工程の原料投入口で混合して製造する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいう

